

昭和 60 年 12 月

昭和 61 年度の税制  
改正に関する答申

税制調査会



## まえがき

- 1 税制調査会は、昭和59年6月29日、内閣総理大臣から「社会経済の進展に即応しつつ、国、地方を通じて財政体質の改善に資するため、税制上とるべき方策」について諮詢を受け、昭和59年12月に「昭和60年度の税制改正に関する答申」を行つた。
- 2 その後、当調査会は、昭和60年9月20日の第11回総会において、内閣総理大臣から「最近における社会経済情勢の推移と将来の展望を踏まえつつ、公平かつ公正な国民負担の実現、簡素で分かりやすい制度の確立及び活力ある経済社会の構築を目指し、かつ、国民の選択の方向を十分くみとり納税者の理解と協力を得られるような望ましい税制のあり方について審議を求める。審議のとりまとめに当たつては、まず、税負担の軽減、合理化の方策について明らかにし、次いでその財源確保のための方策等を含めた税制改革の全体的方向について明らかにすることとされたい。」との新たな諮詢を受け、税制全般についてその抜本的見直しを行うため、第一特別部会、第二特別部会及び第三特別部会並びに専門小委員会を設置し、検討を進めている。
- 3 一方、当調査会は、当面の課題として昭和61年度において実施されるべき税制改正について審議し、昭和60年12月17日、第18回総会において、その結果を「昭和61年度の税制改正に関する答申」としてとりまとめ、これを即日、内閣総理大臣に提出した。

本書は、この答申を印刷に付したものである。



## 昭和 61 年度の税制改正に関する答申

昭和 60 年 12 月 17 日

内閣総理大臣 中曾根 康 弘 殿

税制調査会会长 小 倉 武 一

昭和 61 年度の税制改正に当たり、実施すべき事項について、別紙のとおり、当調査会の意見をとりまとめました。当調査会は、政府がこの報告に基づいて税制改正を実現することを希望します。



## 税制調査会委員名簿

本答申の審議に参加した委員及び特別委員は、次のとおりである。

委 員 ○	五	十	畠 隆	○	泉 美	之 松
	伊	藤 龍 太 郎		稻 川 宮 雄		
	岩 田 式 夫		○ 歌 川 川 令 三 人			
	大 熊 一 郎		○ 大 山 昊 人			
○ 小 倉 武 一			織 本 秀 實			
	金 子 宏		鎌 田 要 人			
○ 河 合 良 一			○ 木 下 和 夫			
	草 場 敏 郎		○ 河 野 光 雄			
	佐 治 敬 三		○ 鈴 木 隆 子			
	高 原 須 美 子		○ 田 中 里 房			
○ 土 屋 佳 照			角 田 子			
○ 簾 野 寿 雄			藤 田 晴 男			
○ 真 柄 栄 吉			三 島 淳 男			
	水 野 正 一		山 口 義 男			
	渡 辺 省 吾		○ 渡 邊 英			

なお、首藤堯は途中辞任し、土屋佳照がこれに代わり委員に委嘱された。

特別委員 ○	飯 島 清	飯 田 経 夫
○ 石 弘 光	○ 牛 尾 治 朗	
江 副 浩 正	○ 公 文 俊 平	
堺 屋 太 一	武 田 亨	
○ 館 龍 一 郎	立 山 武 司	
土 屋 清	○ 中 川 幸 次	
永 田 敬 生	西 崎 哲 郎	
林 庆 之 助	広瀬 一 郎	
廣瀬 嘉 夫	○ 細 見 卓	

松 本 作 衛        三 宅 久 之  
横 河 正 三

(○印を付した委員及び特別委員は、臨時小委員会に所属した委員及び特別委員である。)

## 目 次

一 基本的考え方	1
1 税制全般の抜本的見直しと昭和 61 年度税制改正	1
2 当面の財政運営との関係	1
3 各般の政策的要請と税制のあり方	3
二 国 税	3
1 所 得 税	3
(1) 負 担 水 準 等	3
(2) 利子・配当課税	4
(3) 年 金 課 税	4
2 法 人 税	4
(1) 法 人 税 率	4
(2) 引 当 金	4
3 租税特別措置等	5
(1) 基本的考え方	5
(2) 内需拡大、民間活力導入等の政策的要請への対応	5
(3) 移転価格税制の導入	5
(4) そ の 他	5
4 間 接 税 等	5
三 地 方 税	6
1 個 人 住 民 税	6
(1) 負 担 水 準 等	6
(2) 利子・配当課税	7
2 事 業 所 税	7
(1) 定額税率の引上げ	7
(2) 課税団体の範囲の拡大	7

3 非課税等特別措置	7
4 そ の 他	8

当税制調査会は、昭和59年6月、内閣総理大臣から「社会経済の進展に即応しつつ、国、地方を通じて財政体質の改善に資するため、税制上とるべき方策」について諮問を受け、昭和59年12月に昭和60年度の税制改正に関する答申を行つた。

その後、本年9月に、内閣総理大臣から税制全般にわたる抜本的見直しに関する諮問があり、これを受けて、特別部会及び専門小委員会を設けて税制全般について検討を重ねるとともに、当面の課題である昭和61年度の税制改正について検討を行つた。

## 一 基本的考え方

### 1 税制全般の抜本的見直しと昭和61年度税制改正

今後における税制のあり方については、既に昨年12月の「昭和60年度の税制改正に関する答申」において、税制全般にわたり、幅広い角度から抜本的に見直す必要があるとの考え方を明らかにすべく、「既存税制の部分的な手直しにとどまらず、今こそ国民各層における広範な論議を踏まえつつ、幅広い視野に立つて、直接税、間接税を通じた税制全般にわたる本格的な改革を検討すべき時期にきていると考える。」と指摘したところである。

その後、本年9月の内閣総理大臣の諮問において、「最近における社会経済情勢の推移と将来の展望を踏まえつつ、公平かつ公正な国民負担の実現、簡素で分かりやすい制度の確立及び活力ある経済社会の構築を目指し、かつ、国民の選択の方向を十分くみとり納税者の理解と協力を得られるような望ましい税制のあり方」について審議を求められて以来、当調査会においては、税制全般について、その抜本的見直しを行うべく検討を進めてきた。既に11月末までに、現行税制の各税目につきひとわたり審議を行つたところであるが、検討すべき事項は広範囲にわたり、しかもそれらの事項は、いずれも理論上有るいは実際上十分吟味を要する多くの問題を含むものばかりであるので、来年秋に包括的な税制改革の指針をとりまとめることを目途に、今後更に検討を深めていく必要がある。

昭和61年度の税制改正に当たつては、以上のように税制の抜本的見直しについての審議がまだ中途の段階にあることに顧みれば、税制の骨格に変更を加えることは適当でなく、基本的には現行税制の枠組みは動かさないとの態度で臨むべきである。

### 2 当面の財政運営との関係

- (1) 当面の財政状況を概観すると、まず、国債残高は、昭和60年度末には130兆円を超える水準に達する見込みであり、昭和60年度予算においては、利払費を中心

とした国債費が社会保障関係費を上回りついに主要経費中で最も大きい比率を占めることとなつた。昭和61年度においても、国債費が引き続き大幅に増加することは不可避の状況にあり、このような国債費の著しい増嵩は、一般歳出への大きな圧迫要因となつているところである。

一方、歳入の大宗をなす税収の動向についてみると、昭和61年度の我が国経済は、実質面では底堅い動きを続けると見込まれるが、最近の円高基調の影響等もあつて名目成長率についてさほど高い伸びを見込み難いなどの事情があり、税収面で多くの自然増収を期待することは困難な状況と考えられる。

以上のように、歳出、歳入とも極めて厳しい状況の中にあつて、昭和61年度においても、公債発行額のできる限りの縮減を図り、財政再建へ向けて着実な歩みを続けることが是非とも必要である。

(2) 地方財政についても、借入金の残高が、昭和60年度末には交付税特別会計借入金5.7兆円、地方債50.7兆円(普通会計で負担すべき公営企業債8.9兆円を含む。)の巨額に達する見込みであり、また、個々の地方団体の歳出において公債費の負担が高まり、公債費の一般財源に占める割合が20%を超える団体が昭和58年度においては全団体の約4分の1に当たる820団体に達するに至つている。一方、地方税収については、国と同様の事情から、昭和61年度において多くの自然増収を期待することは困難な状況にあると考えられる。

以上のように、地方財政も極めて厳しい状況にあり、借入金依存体質からの脱却を図り、財政構造の健全化を図つていくことが緊急の課題である。

(3) そこで、国、地方を通じ、まず歳出面において、更に徹底した節減合理化を進めるべきであり、既存の制度、施策の根本にまでメスを入れた抜本的な見直しを行うことによつてその抑制を図ることを当調査会としても改めて要請するものである。

また、歳入面においては、税外収入確保の努力を行うとともに、税制については、税負担の公平確保が強く求められていることに顧み、これまでにも累年にわたり行つてきた租税特別措置の整理合理化等について、昭和61年度においても、更に一層の努力を払い、税負担の公平化、適正化を推進する必要があり、それとともに、税制の抜本的見直しの妨げとならない範囲内において、何らかの増収措置を講ずることもやむを得ないと考えられる。

### 3 各般の政策的要請と税制のあり方

内需拡大、民間活力の活用等各般の政策的要請にこたえるとの見地から、税制上の措置を講じてはどうかとの考え方がある。

内需拡大等の政策目的自体の重要性については、これを否定するものではないが、個別の政策目的達成のために税制を手段とすることは公平、簡素及び中立性といった基準に照らして慎重に考えるべきであり、税制の抜本的見直しとの関連からみても、新規の措置の創設等は、基本的には適当でないと考えられる。なお、政策目的、費用対効果等について十分検討した上で、例外的に必要最小限の措置を講ずることも考えられないではないが、その場合においても、政策税制としての租税特別措置について、全体として一層の整理合理化が求められていることに顧み、慎重に対処することが必要である。

4 なお、昭和61年度改正にとどまらず、今後、税制の抜本的見直しの中で税負担の公平確保を図つていくに当たっては、国、地方を通じ、制度面と並んで、税務行政の体制も含めた執行面での公平、効率の確保について検討し、併せて納税者意識の高揚に努めていく必要があることを付言しておきたい。

## 二 国 稅

### 1 所 得 税

#### (1) 負担水準等

所得税の負担水準あるいは負担の求め方を巡つて様々な議論があるところであるが、税制の基幹たる所得税のあり方については、現在、税制の抜本的見直しの中でその基本的仕組みを含め広範な角度から検討が進められており、そのるべき負担水準等についても、その検討の中で明らかにされるべきものと考えられる。

したがつて、昭和61年度において所得税減税を行つてはどうかとの指摘もあるが、厳しい現下の財政事情をも考え合わせれば、これをとり上げることは適当でないと考える。

また、単身赴任手当及び帰宅旅費の非課税措置、教育費控除等、家計の負担を緩和するために税制上の特別措置を講ずることを求める要望があるが、これらの家計の負担を税制上どのように受けとめるべきかについても所得税制全体の見直しの中で検討されるべきものと考える。しかしながら、様々な国民の生活態様の中から特定の条件や特定の家計支出を抜き出して、税制上しん酌するにはおのずから限界が

あり、また、しん酌する場合の客観的基準を定めることは困難であること等を考慮すれば、新規の特別措置を講ずることは適当でないと考える。

#### (2) 利子・配当課税

個人貯蓄の6割もが非課税となつてゐる現状は課税の公平等の面からみて基本的に問題であると考えられる。この点については、昨年12月、「一定額の元本から生ずる利子の低率分離課税方式」の導入についての答申を行つたところである。非課税貯蓄利子に関する課税のあり方を含め、利子・配当課税全般のあり方については、今後更に検討を行うことが適當であるが、税制の抜本的見直しの作業を進めつつあることにかんがみれば、昭和61年度改正においては特段の措置を講じないこととすることもやむを得ないものと考える。

#### (3) 年金課税

公的年金に対する課税のあり方については、各種年金制度の統合化、受給単位の個人化等の年金制度自体の改正の姿を踏まえて、拠出、運用、給付の各段階を通じた抜本的な見直しを行う必要があると考える。検討に当たつては、私的年金たる企業年金、任意年金への課税のあり方も含めた年金税制全体の見直しという視点が要請されるのみならず、利子・配当課税、老齢者に対する課税のあり方といつた所得税制全体の見直しとの関連にも留意する必要があると考える。

## 2 法人税

#### (1) 法人税率

法人税の基本税率は、昭和59年度の税制改正において、本格的な所得税減税を実施しつつ財政事情をこれ以上悪化させないと考え方に基づき、2年間の措置として1.3%引き上げられ、43.3%となつてゐる。引き続き厳しい財政事情にあることを勘案すれば、昭和60年度末に期限の到来するこの上積み税率措置をこの際延長することはやむを得ないことと考えるが、法人税の負担水準のあり方については、税制の抜本的見直しの中で今後検討していくべきものと思われる。

#### (2) 引当金

引当金は、費用収益対応の考え方に基づき法人税の課税所得を合理的に計算するために設けられているものであり、この制度自体を政策税制と考えることは適当でないが、繰入率等の水準については、これまでも実態に即して見直しを行つてきたところであり、引き続きその見直しに努める必要がある。

### 3 稟税特別措置等

#### (1) 基本的考え方

稟税特別措置については、累年にわたりその整理合理化が進められてきたところであるが、厳しい財政事情の下で、税負担の公平確保が一段と強く要請されるところから、昭和61年度においても更にその整理合理化を進めるべきである。

また、新規の政策税制の創設は、厳にこれを抑制するものとし、真にやむを得ないものについても、いわゆるスクラップ・アンド・ビルドの原則を堅持すべきであり、同時に、税制の基本原則を損なうことのないよう対処することが必要である。

#### (2) 内需拡大、民間活力導入等の政策的要請への対応

現下の内外経済情勢を背景に、内需拡大、民間活力導入等の政策的要請から、税制上の措置が求められる場合もあると思われるが、その場合においても、上記の基本的考え方を踏まえて対処すべきである。なお、住宅取得の促進等について何らかの措置を講ずる際には、費用対効果等にも十分留意する必要がある。

#### (3) 移転価格税制の導入

近年、企業活動の国際化の進展に伴い、海外の特殊関係企業との取引の価格を操作することによる所得の海外移転、いわゆる移転価格の問題が国際課税の分野で重要なになってきているが、現行法では、この点についての十分な対応が困難であり、これを放置することは、適正・公平な課税の見地から、問題のあるところである。また、諸外国において、既に、こうした所得の海外移転に対処するための税制が整備されていることを考えると、我が国においても、これら諸外国と共通の基盤に立つて、適正な国際課税を実現するため、法人が海外の特殊関係企業と取引を行つた場合の課税所得の計算に関する規定を整備するとともに、資料収集等、制度の円滑な運用に資するための措置を講ずることが適當である。

#### (4) その他の

全法人の半数以上が赤字申告を行つてゐる実態及びこれら赤字法人における諸般の経費の支出状況を踏まえ、これら法人についても、実質的に過大な負担を求ることとならないよう配慮しつつ、所要の措置を講ずることも考慮してよいものと考えられる。

### 4 間接税等

#### (1) 間接税については、昭和50年度以降、負担水準の適正化と財源確保等の観点か

ら、ほぼ毎年にわたり負担の見直し、課税範囲の拡大等が行われてきたところであるが、それでもなお従量課税による税収が約半分を占めていること、サービス課税の割合が低いこと等から国税収入に占める間接税のウェイトは連年低下してきている実情にある。

(2) このような状況の下で、現行の間接税制度についても、税負担の公平、税制の中立性等の観点から、種々の問題が提起されており、例えば、

- ① 酒税については、酒類間及び級別間の税負担格差の縮小、分類の簡素化等を図るべきであるとの指摘、
- ② 物品税については、課税対象範囲の拡大を図るべきであるが、それにもおのずから限界があるのではないかとの意見、あるいは、課税品と非課税品との不均衡が拡大しているといった意見、
- ③ 印紙税については、最近における経済取引の進展等に伴い、課税範囲や適用税率のあり方につき見直すべきであるとの意見、

等が表明されている。

これらの問題については、既存の税制の枠内で個々に解決を図ることが難しい面もあり、今後、税制の抜本的見直しの中で掘り下げた検討を進めていくことが適当である。

(3) このような観点から、昭和 61 年度の税制改正においては、基本的には、現行間接税制度の大枠を維持し、税制の抜本的見直しの妨げとならないよう十分配慮すべきであると考える。

### 三 地 方 税

#### 1 個人住民税

##### (1) 負担水準等

個人住民税は、地方税体系の中で基幹的地位を占めているが、その負担水準等のあり方については、現在、税制の抜本的見直しの中で検討が進められており、その検討の中で明らかにされるべきものと考えられる。

したがつて、昭和 61 年度において住民税減税を行つてはどうかとの指摘もあるが、現下の厳しい地方財政の状況をも考慮すれば、これをとり上げることは適当でないと考える。

しかしながら、低所得者層の税負担について配慮する必要があると認められるの

で、国民生活水準の動向等との関連を考慮して、現行の所得割の非課税基準額に調整を加え、非課税限度額を引き上げることが適当である。

#### (2) 利子・配当課税

所得税において源泉分離課税を選択した利子所得等に対し住民税が課税されていないことについては、問題があり、基本的には、税負担の公平を図る見地から住民税を課税すべきであるが、課税方式等なお検討すべき問題があるので、これまでの審議の経緯を踏まえて、税制の抜本的見直しの中で解決を図るよう更に検討を進めるべきである。

また、所得税において、非課税貯蓄利子に関する課税のあり方を含め、利子・配当課税全般のあり方についての検討が行われる場合には、税負担の公平を図る見地から、住民税においても適切な対応を行う必要があると考える。

### 2 事業所税

#### (1) 定額税率の引上げ

事業所税のうち定額により課税されているものについては、現行税率設定以降における物価水準の推移及び都市環境整備に係る財政需要の増大の状況等を考慮して、相応の税負担水準が確保されるようその税率を引き上げることが適当である。

#### (2) 課税団体の範囲の拡大

事業所税の課税団体については、社会経済情勢の推移等に伴い、人口・企業の集積状況、都市環境整備の必要性が現行の課税団体とほぼ同様の都市もあると認められるので、その範囲の拡大について、事業所税の性格等を踏まえつつ、拡大の対象となる都市がその実情に応じ制度の枠内で自主的に課税できる方式を含め、引き続き検討すべきものと考える。

### 3 非課税等特別措置

社会保険診療報酬に対しては現在事業税は課税されていないが、この特例措置については、昭和27年度に創設されて以来長期間を経過しており、その後の社会経済情勢の著しい変化や広く一般の事業に対して事業税が課税されていることとの均衡等にかんがみれば、これを廃止すべきことは当然である。このことについては、当調査会としては既に累次にわたる答申において指摘してきたところであるが、いまだその実現をみていないことはまことに遺憾である。

税負担の公平を図り、税に対する国民の信頼を確保する見地から、この特例措置に

については、直ちにこれを撤廃することを強く要請する。

また、その他の地方税における非課税、課税標準の特例等の特別措置についても、税負担の公平を確保する見地から一層の整理合理化に努めるとともに、その新設及び拡充を厳しく抑制すべきである。

#### 4 その 他

- (1) 昭和 61 年 6 月末に期限が到来する不動産取得税における住宅及び住宅用土地の取得に係る税率等の軽減措置については、最近における内需拡大、民間活力の活用等の施策の一環として、住宅政策推進の見地から、その適用期限を延長することが適当である。
- (2) 地方税における消費・サービス課税や流通税の充実、自動車運転免許に対する課税については、最近における消費の多様化・サービス化等の実態を考慮し、税制の抜本的見直しの中で引き続き検討することが適当である。



(大蔵省印刷局製造)